



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 日工株式会社
代表者名 取締役社長 西川 貴久
(コード番号 6306 東証 第 1 部)
問合せ先 取締役経営企画部長 桜井裕之
(TEL. 078 - 947 - 5263)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 152 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 目的の追加

現行定款第 3 条 (目的) について、当社の子会社の事業目的である「酒類小売業」「発電及び電気の供給に関する事業」を、親会社の事業目的として追加するものであります。

(2) 役付取締役の追加

経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第 20 条 (代表取締役及び役付取締役) に取締役相談役を追加するものであります。

(3) 取締役の責任限定契約の新設及び社外監査役の責任限定契約の変更

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 23 条 (取締役の責任限定契約) を新設し、また、現行定款第 30 条 (社外監査役の責任限定契約) の規定を変更するものであります。なお、定款第 23 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(4) 補欠監査役の予選の効力の新設

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えるための補欠監査役について、その選任の効力を 2 年とするため、定款第 29 条 (補欠監査役の予選の効力) を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行	変 更 案
第 3 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 3 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1~35 [記載省略] [新 設]	1~35 [現行どおり] <u>36 酒類小売業</u>
<u>36~41</u> [記載省略] [新 設]	<u>37~42</u> [現行どおり] <u>43 発電及び電気の供給に関する事業</u>
<u>42~43</u> [記載省略]	<u>44~45</u> [現行どおり]

<p>第 20 条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は 2 名以内とする。 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条～第 22 条　〔記載省略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新　設〕</p> <p>第 23 条～第 27 条　〔記載省略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新　設〕</p> <p>第 28 条～第 29 条　〔記載省略〕</p> <p>第 30 条（社外監査役の責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 20 条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は 2 名以内とする。 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、取締役相談役各 1 名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第 21 条～第 22 条　〔現行どおり〕</p> <p>第 23 条（取締役の責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 24 条～第 28 条　〔現行どおり〕</p> <p>第 29 条（補欠監査役の予選の効力） 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年後の定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第 30 条～第 31 条　〔現行どおり〕</p> <p>第 32 条（監査役の責任限定契約） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会日	平成 27 年 6 月 23 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 23 日（予定）

以　上